

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第48回

中国における紛争解決(その1)

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

中国に進出する日本企業が多くなるにつれて、日本企業と中国企業のトラブルも増加している。中国に進出した日本企業が紛争を終局的に解決する手段には、仲裁と訴訟の二種類の方法があるが、今回は、仲裁の概要及び実務上の具体的な注意点を取り上げて検討したい。

一 紛争解決方法の種類

Q1: 日本法人A社は、中国法人B社との間で取引基本契約を締結していますが、本件取引基本契約書には紛争解決条項がありません。仮に当該取引基本契約に関連してトラブルが発生した場合、紛争解決のための手段にはどのような方法があるのでしょうか。また、この場合、仲裁による紛争解決は可能でしょうか。

A1: トラブルを話し合いで解決することができない場合、中国における終局的な紛争解決手段としては、仲裁と訴訟が考えられます。

仲裁により紛争を解決するためには、仲裁に付することに対する双方当事者の合意が必要ですが、本件においては、未だ仲裁に付するという合意は存在していないと考えられます。したがって、日本法人A社が仲裁による紛争解決を望むのであれば、中国法人B社との間で仲裁に付する合意をする必要があります。

訴訟とは、国家の裁判機関が紛争について法律的判断を下して、当事者間の法律関係を確定することによって紛争を解決する制度のことをいう。これに対し、仲裁とは、当事者の合意に基づき、第三者である仲裁人の判断によってその当事者間の紛争を解決する制度のことをいう。したがって、仲裁によって紛争を解決しようとする場合には、仲裁によって解決する旨の書面による合意が必要である(中国仲裁法(1995年9月1日施行)第4条)。仲裁に付する合意がない場合、終局的な紛争解決は訴訟により図られることになる。

一般的には、契約上仲裁によって解決する旨の条項を規定し、当該条項がいわゆる仲裁合意として当事者間を拘束するものとなる。取引基本契約に仲裁条項が規定されていなくても、当該取引基本契約に関連して発生した当事者間の紛争を仲裁によって解決する旨の合意がなされた場合には、仲裁による終局的な紛争解決が可能となる(中国仲裁法第16条)。しかし、紛争が発生した後に仲裁に付する旨の合意をすることは事実上困難である。したがって、仲裁によって紛

争を解決することを欲するのであれば、紛争が発生する前に仲裁に付する旨の合意を書面で行うことが望ましい。

二 仲裁制度の概要

Q2: 日本法人A社は、中国法人B社から取引基本契約に関して発生した紛争を中国の上海における仲裁によって解決する旨の提案を受けましたが、A社は中国の仲裁制度がどのようなものかよく知りません。そこで、中国における涉外仲裁制度の概要を教えてください。

A2: 中国における涉外仲裁機関には、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)及び海事事件を取り扱う中国海事仲裁委員会(CMAC)があります。

仲裁においては、申立てによって審理が開始されます。当事者による仲裁人選定などの手続を経て、仲裁廷が構成され、審理が行われます。その後、仲裁廷によって紛争や費用についての判断が下され、当事者はその判断に拘束されます。当事者が仲裁廷の判断に任意に従わない場合の執行は、人民法院によって行われることとなります。

1 中国の涉外仲裁制度

全国人民代表大会常務委員会が制定した中国仲裁法は、中国国際商業会議所(中国国際貿易促進委員会)が涉外仲裁委員会を設置することができる(中国仲裁法第66条第1項)。かかる規定に基づいて、中国国際商業会議所は、一般的な涉外案件を扱う中国国際経済貿易仲裁委員会を設置している(通称CIETAC)。また、中国国際商業会議所によって、海事に関する仲裁機関である中国海事仲裁委員会(通称CMAC)も設置されている。

CIETACは北京に設置されているほか、上海と深"に分会が設置されている(「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」(いわゆるCIETAC仲裁規則)第11条)。いずれの場所において仲裁を行うかについての約定がない場合には、申立人が選択することができる(同規則第12条)。

2 仲裁事項

CIETAC仲裁規則第2条は、①「国際的又は渉外的紛争」②「香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区に関する紛争」③「外商投資企業相互間及び外商投資企業と中国のその他の法人、自然人及び／または経済組織間の紛争」等に該当する紛争を解決することができる(同規則第2条)。したがって、海事以外の一般的な涉外事件だけでなく、外商投資企業に関連する紛争であっても、CIETACによる仲裁が可能である。

3 CIETAC仲裁手続の流れ

以下に、CIETAC仲裁の手続を①申立、②仲裁廷の構成、③審理、④判断、⑤執行の順で簡単に説明する。

申立

仲裁の申立は、事件の内容及び紛争の争点(CIETAC仲裁規則第14条)などを記載した仲裁申立書等をCIETACに提出して行う。CIETACは、これらの書類を審査した後に被申立人及び申立人に対して仲裁通知などを送付する(CIETAC仲裁規則第15条)。

仲裁廷の構成

申立人及び被申立人は、それぞれ仲裁人名簿から仲裁人を1名ずつ選定することができる(CIETAC仲裁規則第16条、第24条)。第三の仲裁人は当事者が共同で選定することができるが、選定することができない場合にはCIETAC主任が指定する(CIETAC仲裁規則第24条)。仲裁廷は原則として3名で構成される(同規則第24条)。

審理

仲裁廷は原則として非公開であり(CIETAC仲裁規則第36条)、関係者は秘密を保持する義務を負う(同規則第37条)。仲裁廷は、当事者双方の希望によって、和解をすることができる(CIETAC仲裁規則第45条以下)。

判断

仲裁廷の判断は、事実に基づき、法律及び契約の規定により、国際慣習を参考とし、公平合理の原則を遵守し、独立かつ公正に判断をしなければならない(CIETAC仲裁規則第53条)。また、仲裁判断は、中国仲裁法第58条に定める取消事由がない限り、終局的なものであり、当事者双方に対して拘束力を有する(CIETAC仲裁規則第60条)。

仲裁判断の執行

仲裁判断を当事者が任意に履行しない場合には、他の当事者は中国民事訴訟法の関係規定に従い、中級人民法院に執行を申立てることができる。申立を受けた中級人民法院は、原則として執行しなければならない(中国民事訴訟法第259条、中国仲裁法第62条)。

三 仲裁の具体的な注意点

1 仲裁機関の選択

Q3: 中国法人B社は日本法人A社に対して、取引基本契約に以下のような仲裁条項を追加することを提案しました。

「この契約によって引き起こされた紛争、又は、この契約に関係のある全ての紛争は、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会に申立てられ、仲裁申立時の当該仲裁委員会の現行の有効な仲裁規則によって仲裁を行わなければならない。仲裁の裁決は終局的なものであり、当事者双方を拘束する。」(中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)上海分会が薦めてい

る仲裁条項(<http://www.cietac-sh.org/chinese/xieyi.htm>)の日本語訳)

かかる仲裁条項を受け入れた場合、日本法人A社にとってどのようなデメリットや問題点があるのでしょうか。

A3: 中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)上海分会に仲裁を申し立てるという記述があるため、紛争が生じれば上海で仲裁を行うことになると思われます。上海で仲裁を行わなければならないとすると、日本で仲裁を行うよりも、日本法人A社にとって多額の費用が掛かるなどのリスクがあるという問題点があります。

また、CIETACの仲裁人の質には問題があると言われていることも問題点として挙げられます。

(a) 日本企業が中国で仲裁を行う場合には、日本企業は証拠書類の中国語訳、担当者の中国出張費、通訳の費用、弁護士の出張費などの諸費用を負担しなければならなくなる。勝訴することによって、一定の費用を敗訴した相手方に負担させることは可能であるが(CIETAC仲裁規則第55条)、相手方当事者に完全勝訴するとは限らない上、相手方当事者に賠償することが可能な費用以外にも費用は発生するため、結果として多額の費用を負担する結果になりかねない。

また、言語が異なる国で仲裁を行うことには、翻訳、通訳のミスや日本における取引の常識などが通じないことによって不測の損害を蒙るというリスクもある。

さらに、中国において仲裁を行う場合に特有のデメリットとして、中国企業寄りの判断が出やすいなどの問題があるといわれている。したがって、中国において仲裁を行うことは、日本企業にとって望ましいことではない。

(b) 以上より、日本企業にとって望ましいのは、費用の面からも言語の面からも日本において仲裁を行うことである。日本企業は可能な限り、日本における仲裁を選択すべきである。ただ、日本での仲裁は一方的で不合理だと中国企業が反論することは十分に想定できる。そこで、日本での仲裁について合意できなければ、次善の策として、ニューヨーク条約を批准しているシンガポールなどの第三国での仲裁を選択する方法も考えられる(ニューヨーク条約については後述Q4の解説参照)。

また、日本企業が申立をする場合には中国において仲裁をし、中国企業が申立をする場合には日本において仲裁をする旨の合意をするという方法も考えられる(いわゆる被告地主義)。ただし、一般的には中国企業が債務を履行しないことによって紛争が発生することが多いのが現状であり、かかる場合には日本企業が仲裁を申立てるため、實際上中国で仲裁を行うことを余儀なくされることが多い。したがって、被告地主義は、常に中国において仲裁を

しなければならない条項と比べると、日本企業が被告となる場合には日本で仲裁を行うことができるという点で、日本企業にとって有利となるが、一般的には、日本企業にとってメリットが大きいとはいえない。

2 日本における仲裁判断の中国での執行

Q4: 日本法人A社と中国法人B社は、取引基本契約において、「この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、日本国東京において仲裁により最終的に解決されるものとする。」(社団法人日本商事仲裁協会が薦めている仲裁条項(<http://www.jcaa.or.jp/arbitration-j/jyoukou/clause.html>))という合意をしましたが、中国法人B社は日本に財産を有していないため、日本で仲裁判断を得ても中国で執行しなければならないはずで、日本での仲裁判断は中国において執行することができるのでしょうか。

A4: 日本での仲裁判断は中国において執行することが可能です。したがって、日本の仲裁において、日本法人A社が中国法人B社に対し債権を有しているとの判断が下された場合、日本法人A社は中国において存在する中国法人B社の財産によって債権を実現することが可能となります。

国外の仲裁機構の判断について、中国の人民法院の承認と執行を必要とするものについては、人民法院は、中国が締結し、又は参加している国際条約により、もしくは互助の原則に従って処理しなければならない(中国民事訴訟法第269条)。

「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(いわゆるニューヨーク条約)第2条、第3条は、各締結国は同条約第4条以下に定める条件の下に、他の締結国の仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行すると規定している。そして、中国及び日本はニューヨーク条約に加盟しているため、ニューヨーク条約に加盟している日本での仲裁判断は当該条約の加盟国である中国において承認・執行することが可能である。

以上より、日本において仲裁を行う旨の条項が存在し、日本において、中国企業が日本企業に対して、損害賠償等を負う旨の仲裁判断が下された場合、日本企業は中国に存在する中国企業の財産によって債権を実現することが可能となる。

なお、日本の仲裁判断に基づいて中国の人民法院の承認及び執行を必要とする者は、当事者が直接に被執行人の住所地又はその財産所在地の中級人民法院に申立てなければならない(中国民事訴訟法第269条)。中国における執行の方法には、被執行人の銀行預金の振り替え(中国民事訴訟法第221条)、被執行人の財産の差押さえ、競売、換金(同法第223条)、家屋の強制明渡し又は土地の強制退去(同法第229条)などがある。

3 中国における仲裁判断の日本での執行

Q5:最近、中国法人B社は、日本法人A社が販売した製品Cの品質に重大な問題があり、その結果、顧客に多大な損害賠償金を支払わなければならなくなったとして、強い不満を示していましたが、この度、A社は、B社がA社・B社間の取引基本契約に基づき上海においてA社に対する仲裁を申立てたことを知りました。A社は、中国に子会社などもなく、ほとんど財産がない状態ですが、仮にB社の主張を認める旨の仲裁判断が下された場合、日本で執行されることありうるでしょうか。

A5:中国での仲裁判断は日本において執行することが可能です。したがって、仲裁において日本法人A社が中国法人B社に対して損害賠償債務を負っていると判断されたにもかかわらず、日本法人A社が任意に当該債務を履行しない場合、日本法人A社の日本における財産に対して執行される可能性があります。

中国が締結、又は、参加している国際条約に基づき、あるいは互惠の原則に従い、人民法院と外国裁判所は、訴訟行為を相互に請求し、又は、代行することができる(中国民事訴訟法第262条第1項)。

また、中国の涉外仲裁機関が下した仲裁判断について、被執行人が中国にいないか、又は、その財産が中国内にないときは、当事者が管轄権を有する外国の裁判所に承認及び執行の申立をしなければならない(中国民事訴訟法第266条第2項、中国仲裁法第72条、CIETAC規則第63条第2項)。

そして、日本及び中国は、先述のとおり外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に加盟しているため、ニューヨーク条約上中国におけるCIETACの判断は、日本の裁判所において承認・執行することが可能である。さらに、日本において、中国における仲裁判断を執行した裁判例がある(外国仲裁判断に対する執行判決請求事件、横浜地裁平成10(ワ)3851号、平11・8・25判決)。

よって、中国における仲裁判断は日本の裁判所によって承認・執行することができ、仮に、日本企業が中国企業に対して賠償責任等を負う旨の仲裁判断が中国の仲裁機関によって下された場合、中国企業は日本に所在する日本企業の財産に対し、強制執行等の手続きによって債権を実現することが可能となる。

4 仲裁条項と人民法院の合意管轄条項の並存

Q6:中国法人B社は日本法人A社との取引基本契約に以下のような仲裁条項を追加することを提案してきました。

「いずれかの当事者が中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会に申立てた場合には、仲裁申立時の当該仲裁委員会の現行の有効な仲裁規則によって仲裁を行う。いずれかの当事者

が訴訟を提起した場合には、双方の当事者は被告の住所地の人民法院が管轄権を有することに同意する。」

かかる条項に基づいて仲裁を行うことができるでしょうか。

A6: 仲裁は当事者の合意によって訴訟によって解決するという選択肢を排除するものですから、仲裁条項と訴訟に関する合意管轄条項は相容れないものと考えられます。

したがって、本件紛争を訴訟ではなく仲裁によって解決する旨の仲裁合意は存在しないと判断され、当事者がCIETACに仲裁を申立てたとしても、その申立は受理されない可能性が高いと考えます。

仲裁とは、当事者の合意に基づき、第三者である仲裁人の判断によってその当事者間の紛争を解決する制度のことをいう。また、中国法上、書面による仲裁合意がある場合には、人民法院は不受理の裁定をし、原告に仲裁機構に仲裁を申立てるよう告知するとの規定がある（「民事訴訟法」の適用に関する若干問題についての意見、第145条）。したがって、仲裁に付する旨の合意は、訴訟による紛争解決を排除し、仲裁によって紛争を解決する旨の合意であると考えられる（中国民事訴訟法第111条第2項、第257条参照）。

本条項には、紛争を仲裁によって解決する旨の条項と、訴訟によって解決する場合には被告の住所地の人民法院が管轄権を有する旨の合意管轄条項とが並存している。この点、契約に人民法院の合意管轄条項が存在しているということは、当事者は訴訟による紛争解決を排除していないと考えられる。とすれば、人民法院の合意管轄条項が仲裁条項と並存する場合、当該合意管轄条項と矛盾する仲裁の合意は無効であると判断され、仲裁の申立をうけた仲裁機関は、その申立を受理しない可能性が高いと考える。